

## 19年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率：実質赤字はなく、健全な段階です。

実質公債費比率、将来負担比率：早期健全化基準を下回っており、健全な段階です。

資金不足比率：病院事業会計以外の公営企業会計は資金不足額がなく、健全な段階です。

病院事業会計は、経営健全化基準を上回っており、経営健全化を図らなければならない段階です。

指 標		指標の内容	三浦市の比率	早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率	実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率	%	%	%
	連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率		13.43	20.00
	実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率	8.4	25.0	35.0
	将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率	146.8	350.0	

指 標	指標の内容	三浦市の対象となる会計	比 率	経営健全化基準	
資金不足比率	公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率	特別会計	市場事業	%	20.0
			公共下水道事業		
		企業会計	病院事業	26.5	
			水道事業		

「一般会計等」とは、一般会計と公営事業に属さない特別会計の総称です。三浦市は一般会計のみが対象です。

「全会計」とは、三浦市の場合は、一般会計・5つの特別会計(国民健康保険事業・老人保健医療事業・介護保険事業・市場事業・公共下水道事業)・2つの企業会計(病院事業・水道事業)が対象です。

「標準財政規模」とは、地方公共団体において1年に標準的に収入される一般財源の規模です。

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率の「」表示は、実質赤字がない(資金不足が生じていない)ことを示しています。

連結実質赤字比率の財政再生基準は本来は30%ですが、3年間の経過的な基準(40% 40% 35%)が設けられています。

健全化判断比率のうち、一つでも早期健全化基準を超えた場合、財政健全化計画を策定し、自主的な改善努力による財政健全化に取り組むこととなります。また、さらに比率が悪化し、一つでも財政再生基準を超えた場合は、財政再生計画を策定し、国等の関与による確実な再生に取り組むこととなります。

資金不足比率が経営健全化基準を超えた場合、該当の公営企業会計は、経営健全化計画を策定し、自主的な改善努力による経営健全化に取り組むこととなります。

三浦市の健全化判断比率はいずれも基準をクリアしていますが、神奈川県内の市の中では決して良い比率とは言えません。また、従来からの財政指標である平成19年度決算における財政力指数は0.774、経常収支比率は98.8%となっており、ともに神奈川県内17市中17位です。また同様に、1人当たり市税も県内最下位という状況であり、財政事情は非常に厳しい状態が続いている中で、財政の健全化へ向け、今まで以上の努力が必要であると考えています。

病院事業会計の資金不足比率が26.5%と大きく資金不足が生じた要因は、常勤医師の減によるものです。平成18年度から19年度にかけては6名減少し、著しく収益が悪化しました。

すでに、同会計については、今年度、民間から事務長を迎え、病院内にリバイバルチームを発足し、経営健全化に向けた対策を進めているところであり、この8月までに4名の常勤医師を新たに確保し、7対1看護基準による診療報酬の増や、委託契約の見直し等による経費の削減に取り組んでいます。